

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、県が財政的な援助等を行っている出資団体（県出資率 25%以上の団体）、補助団体等及び指定管理者（公の施設の管理を行う者）について、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行に関して監査を実施したものです。

2 監査対象団体

本県の財政的援助団体等は、多数にわたるため、次の 61 団体を選定して監査を実施しました。

区 分		団体数
出資団体	県出資 100%の団体	7
	県出資 25%以上 100%未満の団体	9
	小 計	16
補助団体等	学校法人	17
	社会福祉法人	4
	商工会議所、商工会	7
	土地改良区等	11
	小 計	39
指定管理者		6
合 計		61

なお、出資団体については、損失補償、債務保証、補助金等又は指定管理があれば併せて監査を行いました。また、指定管理者についても、補助金等があれば併せて監査を行いました。

団体区分		監査対象団体
出資 団体	県出資 100%の団体	公益財団法人 あいち男女共同参画財団
		愛知県公立大学法人
		社会福祉法人 愛知県厚生事業団
		公益財団法人 愛知公園協会
		公益財団法人 あいち産業振興機構
		愛知県土地開発公社
愛知県住宅供給公社		

	県出資 25%以上 100%未満の団体	公益財団法人 愛知県文化振興事業団 公益財団法人 一宮地場産業ファッションデザインセンター 株式会社 国際デザインセンター 愛知県農業信用基金協会 愛知県漁業信用基金協会 公益財団法人 愛知県水産業振興基金 愛知県 道路路公社 一般財団法人 桃花台セクタ 公益財団法人 愛知県体育協会
補助団体等	マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知組織委員会 あいち電子自治体推進協議会 あいちトリエンナーレ実行委員会 学校法人 愛知学院 学校法人 安城学園 学校法人 安城同園 学校法人 大同園 学校法人 大同朋城学園 学校法人 同名大 学校法人 愛知享栄学 学校法人 東海学 学校法人 東海武学 学校法人 尾張学 学校法人 桜丘学 学校法人 高倉学 学校法人 高倉学 学校法人 三宝学 学校法人 三宝学 学校法人 愛知学 学校法人 愛知学 学校法人 希世学 学校法人 希世学 社会福祉法人 せんとねん福社 社会福祉法人 瀬戸中徳 社会福祉法人 瀬戸中徳 社会福祉法人 瀬戸中徳 公益社団法人 愛知県医師会 名古屋商工会議所 岡崎商工会議所 豊橋商工会議所 一宮商工会議所 常滑商工会議所	

	岩 倉 市 商 工 会 あ ま 市 商 工 会 愛 知 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 一 般 社 団 法 人 愛 知 県 ト ラ ッ ク 協 会 イ イ ダ 産 業 株 式 会 社 ユ ミ コ ア 日 本 触 媒 株 式 会 社 愛 知 み な み 農 業 協 同 組 合 公 益 社 団 法 人 愛 知 県 園 芸 振 興 基 金 協 会 孫 宝 排 水 土 地 改 良 区
指 定 管 理 者	一 般 社 団 法 人 設 楽 町 公 共 施 設 管 理 協 会 愛 知 県 ビ ル メ ン テ ナ ン ス 協 同 組 合 社 会 福 祉 法 人 祖 父 江 愛 照 会 公 益 財 団 法 人 愛 知 県 労 働 協 会 公 益 財 団 法 人 愛 知 水 と 緑 の 公 社 A & A 下 水 道 科 学 館

3 監査法人の活用

出資団体のうち、公益財団法人愛知県文化振興事業団及び愛知県道路公社、指定管理者のうち、社会福祉法人祖父江愛照会については、監査法人への委託により、公認会計士が監査に同行し、財務諸表に関する検証の精度を上げるとともに、事務事業の費用対効果の面からの考察も行いました。

4 監査結果の概況

監査を実施した結果、注意改善を必要とする事項が、8団体において指摘事項が3件、指導事項が5件、検討事項が1件、計9件見受けられました。このうち1団体は、注意改善を必要とする事項が2件ありました。

それぞれの事項には、主にどのような観点（合規性、経済性、効率性、有効性）から、注意改善を必要とするかを括弧書きで付記しています。

なお、注意改善を必要とする事項のうち、その程度が軽微なものを指導事項、改善に向けて検討をする必要があると認められるものを検討事項として区分しています。

このほか、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査結果の報告に添えて2件の監査意見を付しました。

これらの内容は、別紙のとおりです。

区分		団体数	注意改善を必要とする事項			
			指摘事項	指導事項	検討事項	計
出資団体	県出資100%の団体	2	0	2 (愛知県公立大学法人) (愛知県住宅供給公社)	0	2
	県出資25%以上100%未満の団体	1	0	1 (愛知県道路公社)	1 (愛知県道路公社)	2
補助団体等		2	2 (社会福祉法人昭徳会) (一般社団法人愛知県トラック協会)	0	0	2
指定管理者		3	1 (社会福祉法人祖父江愛照会)	2 (公益財団法人愛知県労働協会) (公益財団法人愛知水と緑の公社)	0	3
計		8	3	5	1	9

<観点>

合規性：出納その他事務の執行が、法令等に従って適正に処理されているかという観点

経済性：出納その他事務の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

効率性：同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

有効性：所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

5 今後の予定

今回の監査の結果、知事が監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知があり、監査委員は、当該通知に係る事項を公表することとなります。

<参考>

○地方自治法（抜粋）

第199条 1～6（略）

- 7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。
- 8（略）
- 9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- 10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。
- 11（略）
- 12 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

1 監査結果

(1) 注意改善を必要とする事項（指摘事項）【3件】

① 社会福祉法人昭徳会（団体区分：補助団体等）

【補助金が過大に交付されていたもの（合规性）】

軽費老人ホーム利用料補助金は、施設におけるサービスの提供に要する費用基準額より本人からの費用徴収額を控除して交付されるものであり、本人からの費用徴収額は、入居者の収入に応じて18の階層に区分されている。

法人にあっては、当該補助金において、入居者の収入による階層区分の認定を誤り、結果として本人からの費用徴収額を誤って計算したため、補助金が180,000円過大に交付されていた。

＜過大に交付された補助金の内容＞

- 軽費老人ホームの利用料補助金の額は、次のとおり算出する。

補助金額＝サービスの提供に要する費用基準額－本人からの費用徴収額

- ・ サービスの提供に要する費用基準額は、定められた月額単価に毎月初日の入居者数を乗じた額である。
- ・ 本人からの費用徴収額は、入居者の収入に応じて18の階層区分がある。

対象収入による階層区分		本人からの費用徴収額（月額）
1～6	略	略
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	略	略
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11～18	略	略

- ・ 当該施設では、毎年7月に前年分の収入を確認して、7月から翌年6月までの12か月分に係る階層を認定して、本人からの費用徴収額を決定している。
- ・ 平成25年7月の階層認定時に入居者1名について、遺族共済年金のほかに遺族厚生年金を受けていることが判明したため、平成25年7月から平成26年6月までの12か月分に係る同人の階層区分が変更され、費用徴収額は適正に決定されていた。
- ・ しかしながら、当該入居者は、平成23年1月に配偶者が死亡したことに伴い、その翌月から遺族厚生年金を受けているため、平成23年分の収入によって階層を認定

する平成24年7月から平成25年6月までの12か月分についても階層の変更認定が必要であるにもかかわらず、行われていなかった。

- 平成24年7月の階層認定は、遺族共済年金の受給に関する書類と本人の課税証明で行っており、7階層と認定（8階層と認定すべきところ誤って7階層と認定）しているが、遺族厚生年金（54,516円×4回+54,733円=272,797円）を加算して認定し直すと10階層になる。

階層区分の適用期間(認定の対象となる収入)	階層区分		収入			
			年金	遺族年金	控除額	差引額
平成25年7月～平成26年6月(平成24年分)		11	397,900円	2,099,564円	44,810円	2,452,654円
平成24年7月～平成25年6月(平成23年分)	(誤)	7	399,232円	1,784,100円	68,320円	2,115,012円
	(正)	10	399,232円	2,056,897円	68,320円	2,387,809円

- このように誤った階層区分の認定に基づき、平成24年7月から平成25年6月までの12か月分の本人徴収額を計算したため、補助金が180,000円過大に交付されていた。

- 控除すべき徴収額(平成24年7月分～平成25年6月分：12か月)

(誤) 7階層・・・30,000円

(正) 10階層・・・45,000円

(過大交付額) (45,000円－30,000円) ×12か月分=180,000円

なお、当該入居者が入居した平成23年10月から平成24年6月までの9か月分については、平成22年分の収入によって階層を認定するため、誤りはなかった。

(2 監査意見「(1) ① 補助金についての的確な指導を行うよう求めるもの」参照)

② 一般社団法人愛知県トラック協会（団体区分：補助団体）

【交付金が過大に交付されていたもの（合规性）】

運輸事業振興助成交付金は、交付年度内に事業が完了していることが条件となっており、事業に要した経費の支払も完了していることが求められている。

協会は、ホームページ設置用ウェブサーバーのレンタル契約を交付金事業として全額充当している。監査した結果、交付年度に当該契約代金は全額支払われていたが、契約期間は交付年度の翌年度にわたるものとなっていた。契約期間のうち翌年度に係る期間については、前払によって支払が完了していたとしても、交付年度に事業が完了しているとは認められない。

したがって、契約代金のうち翌年度相当分の交付金が130,820円過大に交付されていた。

<レンタルサーバー利用契約>

- ・ 契約期間 平成 26 年 2 月 4 日から平成 27 年 2 月 3 日まで
- ・ 契約金額 154,800 円
基本料金 9,000 円 (月額)、オプション料金 3,000 円 (月額)
- ・ 支払日 平成 26 年 2 月 28 日 (全額前払)
- ・ 契約金額 過大に交付されていた金額
(誤) $12,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 月} \times 1.05 + 12,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 月} \times 1.08 = 154,800 \text{ 円}$
(正) $12,000 \text{ 円} \times (1 \text{ 月} + 28/31 \text{ 日}) \times 1.05 = 23,980 \text{ 円}$
(過大交付額) 130,820 円

<参考>

○ 平成 25 年度運輸事業振興助成交付金交付決定通知書 (抜粋)

3 条件

- (2) 運輸事業振興助成交付金事業者は、平成 26 年 3 月 31 日までに、運輸事業振興助成交付金事業を完了しなければならない。

③ 社会福祉法人祖父江愛照会 (団体区分：指定管理者)

【指定管理者として、経理及び事業報告が不適切であったもの (合規性)】

法人は、愛知勤労身体障害者体育館の管理に関する基本協定等において 精算の規定がないため、当該年度の指定管理業務に係る収支の結果生じた剰余金について、次年度に繰り越し、あるいは他会計に繰り入れることとしている。

法人において、平成 24 年度の指定管理業務に係る収支差額は 67,869 円であり、前期からの繰越額 204,004 円と合算した 271,873 円を限度額として、法人本部会計に係る経理区分に繰り入れるべきところ、誤って 444,418 円を繰り入れたため、平成 24 年度の次期繰越額が 172,545 円のマイナスとなった。法人は 1 年後の平成 25 年度決算期 (平成 26 年 5 月) に訂正処理を行っているものの、平成 25 年度に新たに交付された指定管理料の一部 172,545 円が指定管理業務に活用できない状態におかれていた。

また、公の施設の指定管理者は、地方自治法に基づき、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関する事業報告書を作成し、提出しなければならないとされている。

法人から県に提出された平成 23 年度及び平成 24 年度の事業報告書において、収入、支出及び本部会計区分への繰入支出について、法人の当該事業に係る事業活動収支計算書の決算額とは異なる誤った報告がされていた。

さらに、基本協定において、指定管理者は指定管理者業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理しなければならないとされているにもかかわらず、平成 25 年度の事業報告書において、指定管理者業務の経理に指定管理者業務以外の業務に係る経費が計上さ

れ報告されていた。

<事業報告書における誤った報告の内容>

- 平成 23 年度収入合計及び平成 24 年度運営支出計
- 平成 23 年度及び平成 24 年度の会計間繰入支出金額
 - ・ 会計間繰入支出の項目に金額が記入されておらず、法人の収支計算書と異なる収支状況が報告されていた。

◇ 法人から県に提出された事業報告書(収支報告) (単位：円)

	23 年度	24 年度	25 年度
収入合計 (A)	18,389,327	16,875,907	17,500,028
運営支出計 (B)	18,065,934	16,808,034	17,337,404
運営外支出(会計間繰入支出)(C)	空欄	空欄	0
支出合計 (D) = (B) + (C)	18,065,934	16,808,034	17,337,404
収支差額 (E) = (A) - (D)	323,393	67,873	162,624

◇ 法人の財務諸表(事業活動収支計算書) (単位：円)

	23 年度	24 年度	25 年度
前期繰越活動収支差額 (a)	1,688,924	204,004	△172,545
事業活動収入計 (b)	18,416,327	16,875,907	17,500,028
事業活動支出計 (c)	18,065,934	16,808,038	17,337,404
事業活動収支差額 (d) = (b) - (c)	350,393	67,869	162,624
本部会計区分への繰入支出 (e)	1,835,313	444,418	△9,921
次期繰越活動収支差額 (f) = (a) + (d) - (e)	204,004	△172,545	0

※(A) = (b) 、 (B) = (c) となるべきである。

<報告書に含めるべきでない指定管理業務(体育館業務)以外の業務に係る人件費>

- 業務手当、通勤手当及び正月手当
 - ・ 指定管理業務の総括責任者(体育館長)に対し、体育館業務以外の業務に従事したことによる業務手当(日額 3,200 円)、通勤手当(日額 450 円)及び正月手当(日額 2,000 円)が、指定管理の経費として支払われていた。

[平成 25 年度]

業務手当 日額 3,200 円×年 48.5 日 = 155,200 円

通勤手当 日額 450 円×年 50 日 = 22,500 円

正月手当 日額 2,000 円×年 1 日 = 2,000 円

計 179,700 円

- 運転手当
 - ・ 指定管理業務の総括責任者(体育館長)に対し、体育館業務以外の業務(特養、

デイサービス、ケアハウスの業務)に係る運転手当(1往復200円)が、指定管理の経費として毎月支払われていた。

[平成25年度]

運転手当 1往復200円×年431往復=86,200円

<参考>

○ 愛知勤労身体障害者体育館の管理に関する基本協定(抜粋)

(口座の管理及び経理の区分)

第51条 乙は、指定管理料について、乙の他の口座とは別の口座で管理するとともに、指定管理者業務に係る経理とその他の乙の業務に係る経理を区分して整理しなければならない。

※「乙」は、指定管理者。

(2 監査意見「(2) ① 指定管理者に関する事務について、的確な指導・監督を行うよう求めるもの」参照)

(2) 注意改善を必要とする事項のうち、その程度が軽微なもの(指導事項)【5件】

① 愛知県公立大学法人(団体区分:100%出資団体)

【AV機器保守点検業務委託において、委託内容及び履行確認が適切でなかったもの(合規性)】

愛知県立大学長久手キャンパスに係る教室AV機器保守点検業務委託契約等においては、仕様書に記載された機器の点検を、年に1ないし2回実施することとなっている。

委託業者から提出された点検結果報告書を確認したところ、仕様書に記載された機器のうち、点検が行われていないものがある一方、仕様書に記載されていない機器の点検が行われていた。点検が行われていなかった機器は、点検漏れのほか、大部分は既に撤去され存在しない機器であった。また、仕様書に記載されていない機器の点検が行われていたものは、本来、点検対象とすべきものであった。

これは、AV機器保守点検業務の委託にあたって、点検対象機器を確認して仕様書の内容を確定すべきところ、AV機器が更新されているにもかかわらず、前年度の仕様書の内容を見直すことなく契約し、また、仕様書と点検結果報告書の点検機器が異なる場所があったにもかかわらず、その原因を確認することもなく、履行確認を行っていたことによるものである。

<県大長久手キャンパス 教室AV機器保守点検業務委託契約>

○ 仕様書に記載されているが、保守点検が行われていなかったもの

(撤去されていたもの)

- ・ 管理棟特別会議室始め 6 室の機器 計 208 品
- ・ 情報科学部棟コンピュータ演習室 1 始め 5 室の機器 計 209 品
- 仕様書に記載されていないが、保守点検が行われていたもの
 - ・ 外国語学部棟の学科共同研究室 5 室、日本文化学部・教育福祉学部棟学科共同研究室 4 室の機器 計 35 品

<県大長久手キャンパス LL・AV機器保守点検業務委託契約>

仕様書に記載されているが、保守点検が行われていなかったもの
(点検漏れのもの)

- ・ 図書館の液晶モニター 10 台

<参考>

- 愛知県公立大学法人会計規則 (抜粋)

第 37 条 工事または製造その他についての請負契約を締結した場合には、契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行わなければならない。

- 2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認 (給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。) をするため必要な検査を行わなければならない。

② 愛知県住宅供給公社 (団体区分: 100%出資団体)

【週休日における勤務について、必要な手続が行われていなかったもの (合規性)】

週休日に勤務を命ずる場合には、原則として週休日の振替えを行い、振替えができない場合又は同一週に振替えができない場合には、時間外勤務手当を支給することとされている。

しかし、公社では、週休日に職員に勤務を命じたが、週休日の振替え又は時間外勤務について必要な手続が行われていないものがあり、結果として時間外勤務手当 90,581 円が未支給となっていた。

<未支給の内容>

未支給となっていた内容	対象人数	対象件数	支給不足額	時間外勤務手当の支給割合	時間数
週休日に業務のための旅行命令が出されていたが、週休日の振替えも、時間外勤務手当の支給もされていなかったもの	1	1	12,033 円	135/100	3
同一週に週休日の振替えができなかったことによる時間外勤務手当が、支給されていなかったもの	13	21	78,548 円	25/100	136
計	14	22	90,581 円		

<参考>

○ 愛知県住宅供給公社就業規程（抜粋）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第 14 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。（以下略）

2 勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの 5 日間において、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。（以下略）

○ 愛知県住宅供給公社職員の給与に関する規程（抜粋）

愛知県住宅供給公社の職員（役員を有する者を除く。）の給与については、愛知県の一般職員の例による。

○ 職員の給与に関する条例（抜粋）

（時間外勤務手当）

第 15 条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務 1 時間につき、第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（中略）に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 150 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（中略）を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（中略）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 略

4 （前略）勤務時間条例第 3 条第 4 項の規定により、あらかじめ同条第 2 項又は第 3 項の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（中略）を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（中略）について、勤務 1 時間につき、第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 50 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。（後略）

5 以下 略

○ 時間外勤務手当等に関する規則（抜粋）

（時間外勤務手当の支給割合）

第 2 条 条例第 15 条第 2 項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、該当各号に定める割合とする。

一 略

二 条例第 15 条第 2 項第 2 号に掲げる勤務 100 分の 135 とする。

2 略

3 条例第 15 条第 4 項の人事委員会規則で定める割合は、100 分の 25 とする。

③ 愛知県道路公社（団体区分：25%以上 100%未満の出資団体）

【適切な負債計上を求めるもの（合規性・有効性）】

長期借入金については、長期間にわたる債務であるため、固定負債として計上されるが、そのうち年度末から起算して1年以内に返済する義務のあるものは、短期借入金に該当し、流動負債として計上されることとなる。

公社の会計規程の取扱いに関する細則においても、短期借入金は、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に返還しなければならない借入金として、流動負債に区分されている。

しかし、公社においては、長期借入金のうち、1年以内に返済予定の借入金について、固定負債として計上し、流動負債として計上されていなかった。

また、翌年6月に支給する期末手当及び勤勉手当については、支給対象期間（12月から翌年5月までの期間）のうち、当該年度に帰属する分（12月から翌年3月までの期間）を賞与引当金として計上すべきであるが、計上されていなかった。これは、公社の会計規程に賞与引当金の定めがないためである。

したがって、公社の財政状態をより適切に示すことができるよう、1年以内に返済予定の借入金を流動負債として計上するとともに、賞与引当金について、規程等を整備し、計上することを検討されたい。

○ 長期借入金の額（平成26年3月31日現在貸借対照表計上額）

63,164,113,546円

長期借入金のうち1年以内に返済予定の借入金の額

7,838,666,500円

<参考>

○ 愛知県道路公社会計規程の取扱いに関する細則（抜粋）

別表第4（第64条関係）勘定科目分類表

貸借対照表勘定科目

款	項	目	執行勘定科目	説明
流動負債	短期借入金			短期借入金、未払金等貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払期限の到来する債務 貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に返還しなければならない借入金

④ 公益財団法人愛知県労働協会（団体区分：指定管理者）

【職員の住居手当において支給誤りがあったもの（合规性）】

協会は、職員の借家に係る賃貸借契約において、入居当月の日割り家賃と翌月の家賃が無料となる特約条項により、職員が平成25年4月分の家賃を支払っていないにもかかわらず、当月分の住居手当を支払っていた。

この特約条項は、賃貸借期間が1年6か月以上であることが前提条件で、1年6か月未満で契約解除した場合は、家賃1か月相当額の違約金が発生するものであった。

協会は、当該職員を転勤させたことにより職員が借家を賃借せざるを得なかったこと及び当該職員は1年後に定年退職となり借家を退去することが確実で違約金を負担することを考慮し、当該違約金を実質的に4月分の家賃に相当するものとして、当月分の住居手当を支給したものである。

しかし、協会の給与に関する規程によれば、住居手当は実際に家賃を支払っている職員に対して支給するとされていることから、協会の配慮により当該職員の負担を軽減する趣旨のものであったとしても、職員が支払っていない4月分の家賃を住居手当として支払ったことは適当でなかった。

<支給誤りの内容>

- ・ 平成25年4月分 住居手当額 17,000円
 $11,000円 + (家賃月額 35,000円 - 23,000円) \times 1/2 = 17,000円$

<参考>

○ 公益財団法人愛知県労働協会職員の給与及び旅費に関する規程（抜粋）
（住居手当）

第8条 住居手当は、自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、理事長が別に定める月額を超える家賃を支払っている職員に対して支給する。

（支給額決定等の基準）

第20条 職員の給与（月手当を除く）の額及び支給方法等は給与条例、知事等及び職員の給与の特例に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の規定を準用する。

⑤ 公益財団法人愛知水と緑の公社（団体区分：指定管理者）

【職員の扶養手当等において支給誤りがあったもの（合规性）】

扶養手当において、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子がある場合は、扶養手当を月額5,200円加算して支給することとされている。

しかし、加算されていないものがあり、結果として、扶養手当及び同手当を基礎額に含めて算出する地域手当と期末手当を合わせ、40,012円が支給不足となっていた。

<支給不足の内訳>

- ・ 扶養手当（平成26年4月分から9月分まで）
5,200円×6か月 = 31,200円
 - ・ 地域手当（平成26年4月分から9月分まで）
5,200円×6.5/100（地域手当の支給割合）×6か月 = 2,028円
 - ・ 期末手当（平成26年6月支給分）
(5,200円+338円)×1.225月（期末手当の6月支給月数）
= 6,784円
- 計 40,012円

<参考>

○ 公益財団法人愛知水と緑の公社職員の給与及び旅費に関する規程（抜粋）

第2条 職員（理事長が指定する職員及び嘱託員を除く。）に支給する給与の種類は、給料及び諸手当とする。

(1) 公益財団法人愛知水と緑の公社職員の再任用に関する規程第2条の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く職員に支給する諸手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

第10条 前4条に規定する手当以外の諸手当の支給基準は、愛知県職員の例による。

○ 職員の給与に関する条例（抜粋）

第9条

1～3 略

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,200円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 略

第9条の2 略

2 地域手当の月額は、職員の給料の月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に、愛知県の区域に在勤する職員にあつては100分の6.5を、前項の人事委員会規則で定める地域又は公署に在勤する職員にあつては次の各号に掲げる地域手当の級の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～六 略

3 略

第20条

1～3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5以下 略

(3) 改善に向けて検討する必要があると認められるもの（検討事項）【1件】

① 愛知県道路公社（団体区分：25%以上 100%未満の出資団体）

【委託契約において、適正な支出となるよう検討を求めるもの（経済性）】

公社は、西尾市（以下「市」という。）との覚書に基づき、平成17年度から三ヶ根山スカイライン維持管理業務を市に委託している。委託業務の主な内容は、通行料金徴収のほか、料金所事務所等の防犯警備であり、市は公社の承認を得て、防犯警備を民間事業者にも再委託している。

平成25年度料金所事務所等の防犯警備委託について確認したところ、公社の予算執行書における積算金額と市の民間事業者との委託契約金額との間に大きな乖離が認められた。これは、公社は市が再委託する民間事業者の変更の可能性も考慮して警備機器設置費を含めた積算を毎年行っているのに対し、市は再委託に当たって入札を行っているものの、平成17年度から受託している事業者が機器設置費が不要なため、結果として低額で契約していることによるものである。

一方では、本業務委託をみると、路上落下物の除去等、積算には含まれていないが実施されている業務もあることが認められた。こうした点を考慮すると、全体の契約金額が過大であるとまでは認められないが、公社においては、今後も覚書に基づき、市に委託することが予定されていることから、市の再委託契約の実態を考慮し、積算の見直しや精算を伴う契約とするなど、契約内容の適正化を検討されたい。

<三ヶ根山スカイライン維持管理業務委託契約>

○ 業務内容

ア 料金徴収業務

- ・ 料金所2箇所における通行料金徴収業務
- ・ 料金所事務所及び料金所2箇所の防犯警備委託契約の締結
- ・ 料金所2箇所の浄化槽清掃業務
- ・ 料金所2箇所のトイレ清掃業務

イ 維持管理業務（草刈等）

○ 契約金額 20,569,500円

○ 相手方

西尾市（平成16年度に公社と西尾市（旧幡豆町）との間で締結された「三ヶ根山スカイラインの維持管理業務委託に関する覚書」に基づく。）

2 監査意見【2件】

(1) 補助団体の監査結果に添えた監査意見

① 補助金についての的確な指導を行うよう求めるもの（法規性・効率性）

〔 所管課 健康福祉部高齢福祉課 〕

軽費老人ホーム利用料補助金は、利用者の利用料負担を軽減するとともに、軽費老人ホームの健全な運営の助長を図るため、それを運営する事業の実施に要する経費に対し、交付するものである。

この補助金は、施設におけるサービスの提供に要する費用基準額より本人からの費用徴収額を控除して交付されるものである。

前年度の監査において、本人からの費用徴収額の決定に誤りが見受けられ、補助金の返還が生じたことから、再発防止に向けた措置として、県から全施設に適正な取扱いについて周知徹底をされたところであるが、今回の監査においても同様の事例が見受けられた。

また、社会福祉法人の本部会計への繰入金を補助対象経費として計上していたが、そのうち当該繰入金の目的が本部における有価証券の購入であったものについては、その運用益を施設の運営のために充てていることが確認できなかったことから、施設のサービス提供に要する費用とは言えず、補助対象経費としては認められないものも見受けられた。なお、本件は、補助対象経費として認められない支出額を差し引いても、実支出額はサービスの提供に要する費用基準額を上回るため、補助金交付額には影響がなかった。

については、補助金制度や取扱いについて、改めて周知徹底を行うとともに、申請時や検査時など様々な機会をとらえて、補助金交付団体に対する的確な指導に努められたい。

(2) 指定管理者の監査結果に添えた監査意見

① 指定管理者に関する事務について、的確な指導・監督を行うよう求めるもの（法規性・効率性）

〔 所管課 産業労働部労政局労働福祉課 〕

指定管理者は、地方自治法に基づき、毎年度終了後、事業報告書を提出するとともに、県は、指定管理者に対して、指定管理施設の管理の適正を期すため、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるとされている。

今回の監査では、指定管理者の決算と異なる内容の事業報告がされていたり、指定管理業務以外の業務に係る経費が指定管理業務に係る経費として報告されていたものなど不適切な点が見受けられた。このように誤った事業報告がされたことについては、指定管理者に問題があるものの、施設所管課においても、月次及び年次に提出される事業報告の内容の確認を十分行っていないことにも原因がある。

また、法人の平成 24 年度の当該事業に係る事業活動収支計算書が 172,545 円の赤字決算になっていたことについては、速やかに理由を確認し、本部会計区分へ繰り入れた平成 25 年度指定管理料を指定管理業務の会計区分に戻させるなど、指定管理者に対し適切な指導がされるべきであった。

については、月次及び年次の事業報告の内容のチェックを確実にを行い、また、定時及び随時のモニタリングにおいて、施設の管理運営状況を的確に把握して、必要な改善指導を適切に行われたい。

<参考>

○ 地方自治法（抜粋）

第 244 条の 2

1～6 略

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8～9 略

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

○ 指定管理者制度導入施設におけるモニタリング手順書（参考例）（抜粋）

第 4 補足事項

4 収支状況および指定管理者の財務状況等の確認

（前略）指定管理者に指定している事業者が、施設の管理を安定して行うに足る財務状況であるかどうかについてもでき得る限り注意しておく必要があります。

そのため、指定管理者業務の収支状況のチェックと合わせて、指定管理者の決算確定後に提出される財務諸表等の状況を毎年度比較して不自然な変動（突然、負債が数倍になる、純益が大幅減になる等）がないかどうかを確認するなど総合的なチェックも行う必要があります。